

— 目 次 —

項 目	頁
第1条 スケジュール	1
第2条 競技会の名称	1
第3条 競技の格式	1
第4条 競技種目	1
第5条 開催日および開催場所	1
第6条 競技会本部	1
第7条 コース等の概要	1
第8条 オーガナイザー	1
第9条 組織	2
第10条 参加申込書の送付先	2
第11条 保険	3
第12条 参加台数	3
第13条 レキ	3
第14条 タイヤ	3
第15条 計時	3
第16条 スペシャルステージ	3
第17条 整備作業	3
第18条 参加資格	3
第19条 参加車両	4
第20条 リストリクタシーリング	4
第21条 クラス区分	4
第22条 賞典	4
第23条 クルー及び参加車両の変更	4
第24条 安全に関する装備	4
第25条 公式車両検査	5
第26条 抗議	5
第27条 罰則	5
第28条 その他	5
第29条 本規則等の解釈	5
第30条 本規則の施行	5
付則第1 アイテナリ	6
付則第2 スタートシグナルシーケンス	7
付則第3 コンペティターズリレーションズオフィサー(CRO)	8

公 示

2013年JAF北海道ラリー選手権第7戦「とちかち2013」は、一般社団法人日本自動車連盟(以下JAFという)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2013年日本ラリー選手権規定、ラリー競技開催規定、JMRC北海道ラリーシリーズ共通規定及び本競技会特別規則書に従い開催される。

第1条 スケジュール

参加申込受付開始	9月17日(火)
参加申込受付締切	9月27日(金)
サービスパークオープン	10月12日(土)13:00
ラリーHQ開設期間	10月12日(土)13:00～10月13日(日)18:00
レキ受付・参加確認	10月12日(土)14:00～15:00
レキ	10月12日(土)14:30～17:00
公式車両検査	10月13日(日)07:00～09:00
第1回審査委員会	10月13日(日)09:00
開会式・ドライバーズブリーフィング	10月13日(日)09:15
スタートリスト公示	10月13日(日)09:15
ラリースタート	10月13日(日)10:00
ラリーフィニッシュ	10月13日(日)14:30(予定)
暫定結果発表	10月13日(日)15:30(予定)
閉会式・表彰式	10月13日(日)16:00(予定)

第2条 競技会の名称

2013年JAF北海道ラリー選手権第7戦
2013年JMRC北海道ラリーシリーズ第7戦

とちかち2013

第3条 競技の格式

JAF公認 準国内競技(上級向)

第4条 競技種目

JAFラリー競技開催規定付則「スペシャルステージラリー開催規定」に従った、ロードセクションにSSが含まれる形式のスペシャルステージラリー

第5条 開催日および開催場所

開催日 2013年10月12日(土)～13日(日)

開催場所 北海道足寄郡陸別町

第6条 競技会本部(RALLY HQ)

陸別町宇遠別 イベントセンター

第7条 コース等の概要

スペシャルステージの路面 グラベル(一部に荒れた舗装路面が混在)

総走行距離 約100km

スペシャルステージの距離 約30km

スペシャルステージの数 7

セクションの数 2

デイの数 1

サービスパーク RALLY HQ前広場(砂利敷)

第8条 オーガナイザー

名称 ラリーチーム.カンサー(R.T.C)

代表者 西川 雅敏

所在地 ☎080-0047

北海道帯広市西17条北1丁目(株)クニイカーズ内

TEL:0155-66-5555 FAX:0155-66-5556 URL:<http://www.rtc-rally.com>

第9条 組織

9-1 大会役員

名誉大会長 金澤 紘一(陸別町長)
大会長 西川 雅敏

9-2 大会組織委員会

組織委員長 岡村 寛一
組織委員 香高 環
組織委員 中田 昌美

9-3 競技会審査委員会

審査委員長 藤原 篤志(JMRC北海道ラリー部長)
審査委員 佐藤 邦彦

9-4 競技役員

競技長 國井 長助
副競技長 高橋 直樹
コース委員長 乙供 邦彦
副コース委員長 中田 昌美
計時委員長 津田 守
副計時委員長 安保 美枝
技術委員長 高田 孝
副技術委員長 渚別府拓也
救急委員長 香高 環
医師団長 白山 真司
大会事務局長 西川 雅敏
大会事務局員 角玄 真琴
CRO 吉村 圭裕

第10条 参加申込書類の送付先

10-1 参加申込送付先

☎080-0047 帯広市西17条北1丁目37-20 (株)クニイカーズ内 とかち2013大会事務局宛
tel: 0155-66-5555 fax: 0155-66-5556 e-mail: yasuragi@canvas.ocn.ne.jp

10-2 必要書類

- (1) JMRC北海道所定の参加申込書
- (2) JMRC北海道所定の車両申告書
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) JMRC北海道所定のサービス登録・参加料等明細書
- (5) ラリー競技に有効な自動車保険証書等の写し、またはJMRC北海道互助会ラリー見舞金申込書(JMRC北海道所定の様式)
- (6) 互助会加入の証書等の写し

以上の書類に署名捺印のうえ、参加料等を添えて申込むこと。

10-3 参加料等

JAF北海道ラリー選手権(JMRC北海道ラリーシリーズチャンピオンクラス)

1台2名 44,000円

JMRC北海道ラリーシリーズジュニアクラス

1台2名 34,000円

JMRC北海道ラリーシリーズK-Carクラス

1台2名 34,000円

オープンクラス/ビギナークラス

1台2名 24,000円

サービス車両登録料(サービスクルー登録料:無料)

1台につき 2,000円

参加料は、参加クルー2名がJMRC北海道に加盟するクラブ団体の構成員であり、さらに互助会の会員である場合の参加料であり、レキ参加料は含まれる。JMRC北海道に加盟するクラブ団体に所属していない場合は1名につき3,000円、互助会の会員でない場合は1名につき1,000円がそれぞれ加算される。

10-4 支払い方法

- (1) 大会事務局宛に現金書留による郵送
- (2) 下記口座宛に振込(振込手数料は振込人負担)
北洋銀行帯広南支店 普通口座 0291687

口座名義 ラリーチーム、カンサー(R. T. C) 会長 西川 雅敏

第11条 保険

参加者はラリー競技に有効な対人保険および搭乗者保険または互助会に加入していなければならない。

第12条 参加台数

本競技会に参加できる台数は、60台までとする。

第13条 レキ

13-1 実施要領

レキの実施要領はレキ受付(参加確認)時に示される。

13-2 タイヤ

レキ時、タイヤの種類等の制限は行わない。ただし、路面保護のため制限速度30km/hを厳守すること。コース上役員の判断により違反はすべて競技会審査委員会に報告される。

第14条 タイヤ

本競技会で使用できるタイヤの総数は問わない。

第15条 計時

15-1 公式時計

日本標準時を基準とした競技会計時役員の時計を公式とする。

15-2 タイムコントロール

デイ最終のタイムコントロールについては早着減点の対象としない。

第16条 スペシャルステージ

16-1 計測

スペシャルステージの計測は印字機能をもつクロノメーターにより1/10秒まで計測される。

16-2 スタート

スペシャルステージのスタート方法は、カウントダウンシステムで行われそのシーケンスは本特別規則の付則により示す。また、当該システムが故障等の場合は開催規定第26条5項に基づき係役員の合図により行われる。

第17条 整備作業

17-1 整備作業の管理および監督

競技中の整備作業は、技術委員長または副技術委員長の監督下で行われる。

17-2 サービスパーク

競技中にはサービスパーク以外で乗員以外の者が整備作業を行うことはできない。

17-3 整備作業の範囲

- 1) タイヤの交換
- 2) ランプ類のバルブの交換
- 3) 点火プラグの交換
- 4) Vベルトの交換
- 5) 各部位の点検・増し締め
- 6) 作業前に申告され、技術委員長に許可された項目

17-4 整備作業申告書

上記整備範囲中、6)項についてはロードブック綴込みの整備作業申告書に整備内容を記載して技術委員(長)に提出し許可を得るものとする。また、整備中は同申告書を当該車両のフロント部分に提示しておくこと。1)項から5)項についての申告は必要としないが、作業終了時に実施した内容を記して技術委員(長)に提出するものとする。

第18条 参加資格

- 18-1 参加申込締切り時点において、参加車両を運転するに有効な運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。ただし、JMRC北海道ラリーシリーズジュニアB・CクラスおよびK-Carクラスの参加者はこの限りでない。

18-2 参加者は有効なJAF発行の競技参加者許可証の所持者でなくてはならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。

18-3 満20歳以下の競技運転者は参加申込に際し親権者の承諾を必要とする。

第19条 参加車両

JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRN車両、RJ車両、RF車両、RB車両およびAE車両とする。

第20条 リストリクタシーリング

20-1 ターボ搭載車両のリストリクタ径は、最大内径33φ(外径39mm未満)とする。

20-2 新たにシーリングを必要とする場合は、10月12日(土)13:00を予定する。あらかじめオーガナイザーにその旨を連絡した上で、計測およびシーリングを受けること。その際、当該箇所の分解・組立ては参加者の責任で行う。

第21条 クラス区分

21-1 JAF北海道ラリー選手権(JMRC北海道ラリーシリーズチャンピオンクラス)

Aクラス 排気量が1,500cc以下の二輪駆動車両およびAE車両(排気量区分なし)

Bクラス 排気量が1,500ccを超え、3,000cc以下の車両

Cクラス 排気量が3,000ccを超える車両

21-2 JMRC北海道ラリーシリーズジュニアクラス/K-Carクラス

ジュニアAクラス 排気量が1,500cc以下の二輪駆動車両およびAE車両(排気量区分なし)

ジュニアBクラス 排気量が3,000cc以下の車両

ジュニアCクラス 排気量が3,000ccを超える車両

21-3 JMRC北海道ラリーシリーズK-Carクラス

K-Carクラス 軽自動車によるクラス(過給器の有無・駆動区分を問わない)

第22条 賞典

22-1 JAF北海道ラリー選手権(JMRC北海道ラリーシリーズチャンピオンクラス)

各クラス 1位~3位 JAFメダル・主催者トロフィー・副賞

4位以下 主催者トロフィー・副賞

22-2 JMRC北海道ラリーシリーズジュニアクラス/K-Carクラス

各クラス 1位~3位 主催者トロフィー・副賞

4位以下 主催者トロフィー・副賞

22-3 JMRC北海道ラリーシリーズK-Carクラス

各クラス 1位~3位 主催者トロフィー・副賞

4位以下 主催者トロフィー・副賞

22-4 オープンクラス/ビギナークラス

賞典なし

※ ただし、各クラスとも賞典は参加台数の30%までとする。

第23条 クルー及び参加車両の変更

23-1 正式受理後のクルーおよび参加車両の変更は認められない。ただし、コ・ドライバーおよび参加車両については、参加者から参加確認受付終了までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

23-2 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。

第24条 安全に関する装備

参加車両に搭載されるもの

1) 非常用停止表示板(三角) 2枚

2) 非常用信号灯

3) 赤色灯

4) 牽引用ロープ

5) 救急薬品

6) 各車両規定に定められている仕様の消火器

第25条 公式車両検査

- 25-1 参加者は出走可能な状態で示されたタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、技術委員長の修正指示に従わない場合は本競技会に出走できない。
- 25-2 技術委員長は、参加車両の改造等が不相当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 25-3 参加者は、技術委員長の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し、これを証明しなければならない。
- 25-4 公式車輛検査合格後の車輛はパルクフェルメにおいて車輛保管される。

第26条 抗議

- 26-1 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、抗議することができる。
- 26-2 抗議を行う場合は、必ず文書にてその理由を明記し、抗議料20,380円を添えて競技長に提出すること。
- 26-3 抗議が正当と認められた場合は、抗議料は返却される。
- 26-4 抗議により車両の分解検査に要した費用については、その抗議が正当と裁定されなかった場合は、抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。
- 26-5 審判員の判定、計時装置、安全上の判断に伴う競技長宣言に対しては抗議することはできない。
- 26-6 競技会審査委員会の裁定は抗議者に宣告される。
- 26-7 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 26-8 成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第27条 罰則

- 27-1 ラリー競技開催規定付則：スペシャルステージラリー開催規定第29条に従う。
- 27-2 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。

第28条 その他

タバード

本競技会のオフィシャルは役務の内容により以下のタバードを着用する。

ステージコマンダー	緑色
ポストチーフ	青色
技術委員	黒色
CRO	黄色

第29条 本規則等の解釈

本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は大会審査委員会の裁定をもって最終とする。

第30条 本規則の施行

本規則は2013年9月12日から施行する。

とがち2013 大会組織委員会